

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023 年 7 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「個人型年金規約」です。

## 第 8 講 「個人型年金規約」

(確定拠出年金法第 55 条 ほか)

「個人型年金規約」とは、国民年金基金連合が実施する個人型年金の内容を定めたものです。個人型年金規約に関する規定としては、確定拠出年金法第 55 条（規約の承認）、第 56 条（承認の基準等）、第 57 条及び第 58 条（規約の変更）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

### 確定拠出年金法第 55 条（規約の承認）

第 1 項 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第 2 項 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(略)

### 確定拠出年金法第 56 条（承認の基準等）

第 1 項 厚生労働大臣は、前条第 1 項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(略)

第 2 項 厚生労働大臣は、前条第 1 項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

第 3 項 連合会は、前条第 1 項の承認を受けたときは、(略) 個人型年金規約を公告しなければならない。

### 確定拠出年金法第 57 条（規約の変更）

第 1 項 連合会は、個人型年金規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第 2 項 前条の規定は、前項の変更の承認の申請があった場合について準用する。

### 確定拠出年金法第 58 条

第 1 項 連合会は、個人型年金規約の変更（前条第 1 項の厚生労働省令で定める変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 2 項 第 56 条第 3 項の規定は、前項の変更について準用する。

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 55 条第 1 項は、個人型年金を実施する場合の手続に関する規定で、国民年金基金連合会に対し、個人型年金規約を作成して厚生労働大臣の承認を受けることを義務付けています。第 2 項は、個人型年金規約の記載

事項に関する規定です。記載事項には、運営管理機関の名称・住所、掛金額の決定・変更の方法、運用の方法の提示・指図、給付の額及び支給方法、事務費の負担などの項目があり、個人型年金に関するほぼ全てのことが記載事項になっているといえます。企業型年金規約の記載事項との主な相違点としては、資産管理機関など個人型年金には適用されない項目が除外され、加入者等による運営管理機関の指定や中小事業主掛金納付制度など個人型年金のみに適用される項目が記載事項になっていることが挙げられます。

もっとも、個人型年金では、複数の運営管理機関が運営管理業務を行うため、運営管理機関ごとに定められる事項も少なくありません。こうした事項については、個人型年金規約では運営管理機関ごとに定められる旨の記載に留まり、具体的な内容については運営管理機関に委ねられることとなります。例えば、運営管理機関が徴収する事務費については、徴収するか否か、あるいはその額については運営管理機関ごとに定めることができるため、個人型年金規約では、「運営管理機関の定めるところにより…手数料を徴収することができる」と記載されています（個人型年金規約第 144 条）。

なお、企業型年金とは異なり、厚生労働大臣の承認を受ける際に労働組合等の同意を得る必要はありませんが、個人型年金では「個人型年金規約策定委員会」の議決を経なければなりません。個人型年金規約策定委員会とは、策定委員 8 人と国民年金基金連合会の理事からなる委員会、個人型年金規約の作成・変更のほか、事業年度の予算、事業報告・決算などの事項についても同委員会の議決が必要です（確定拠出年金法第 75 条、同法施行令第 39 条など）。

確定拠出年金法第 56 条は、個人型年金規約の承認に関する規定です。第 1 項には承認基準が定められています。承認基準は企業型年金と同様で、記載すべき事項が定められているか、記載事項の内容が法令の要件を満たしているかといった観点から判断されます。第 2 項には、厚生労働大臣の義務として、承認が行われた場合は速やかにその旨を国民年金基金連合会に通知することが定められています。第 3 項には、国民年金基金連合会の義務として、承認を受けた個人型年金規約を公告することが定められています。具体的には、官報に掲載することなどにより公告します（確定拠出年金法施行令第 30 条）。なお、最新の個人型年金規約は、国民年金基金連合会のホームページでも確認することができます。

確定拠出年金法第 57 条、第 58 条は、一旦承認を受けた個人型年金規約を変更する際の手続に関する規定です。企業型年金規約の変更と同様に、原則として厚生労働大臣の承認を受けること（第 57 条）、軽微な変更該当する場合は厚生労働大臣に届け出ること（第 58 条）が定められています。なお、企業型年金規約の場合は、軽微な変更のうち特に軽微な変更については労働組合等の同意が不要となりますが（第 7 講「企業型年金規約」参照）、個人型年金規約の場合は、軽微な変更「特に軽微な変更」という区分はなく、いずれの場合も個人型年金規約策定委員会の議決を経なければなりません。また、変更後の個人型年金規約の公告など、確定拠出年金法第 56 条第 2 項、第 3 項の規定は、規約変更の場合にも適用されます。

個人型年金の作成・変更にかかわることは少ないと思われますが、企業型年金規約との相違点を確認すると、企業型年金と個人型年金の制度の違いなどへの理解が深まります。

今回は、「指定運用方法」です。

※記載内容は 2023 年 7 月 1 日現在の法令に基づくものです。

【参考】個人型年金記載事項及び変更時の取扱い

| 法55条<br>第2項<br>の号数 | 記載事項                                        | 変更区分               |
|--------------------|---------------------------------------------|--------------------|
| 1                  | 連合会の名称及び所在地                                 | 軽微な変更<br>(所在地のみ)   |
| 2                  | 運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務                      | 軽微な変更              |
| 3                  | 加入者等による運営管理機関の指定に関する事項                      | 原則                 |
| 4                  | 個人型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項           | 原則                 |
| 4の2                | 中小事業主掛金の額の決定又は変更の方法その他拠出に関する事項              | 原則                 |
| 5                  | 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項                       | 原則                 |
| 5の2                | 指定運用方法の提示に関する事項                             | 原則                 |
| 5の3                | 運用の方法を除外することとする場合は、除外に係る手続に関する事項            | 原則                 |
| 6                  | 給付の額及びその支給の方法に関する事項                         | 原則                 |
| 7                  | 事務費の負担に関する事項                                | 原則                 |
| 8-1                | 個人型年金規約策定委員会に関する事項                          | 原則                 |
| 8-2                | 運営管理業務の委託に係る契約に関する事項                        | 原則                 |
| 8-3                | 事務の委託を受けた者の名称・住所及びその行う業務並びに事務の委託に係る契約に関する事項 | 軽微な変更<br>(名称・住所のみ) |
| 8-4                | 個人型年金加入者掛金の納付に関する事項                         | 原則                 |
| 8-5                | 中小事業主掛金の納付に関する事項                            | 原則                 |
| 8-6                | 投資教育の措置の内容                                  | 軽微な変更              |
| 8-7                | 確定給付企業年金等の脱退一時金相当額の移換に関する事項                 | 原則                 |
| 8-8                | 確定給付企業年金等への個人別管理資産の移換に関する事項                 | 原則                 |
| 8-9                | 事業年度に関する事項                                  | 軽微な変更              |
| 8-10               | 公告に関する事項                                    | 軽微な変更              |

枝  
番  
号  
は  
施  
行  
令  
に  
よ  
る  
号  
数